

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人（原発事故当時５７歳）について、浪江町で生まれ育ち、居住期間が通算して５０年を超えていたこと、大学卒業後は地元で教師として勤務していたほか、近隣に居住する親戚や住民と密に交流して生活していたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等の事情を考慮して、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として２０万円の賠償が認められた事例。

和 解 契 約 書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）につき、申立人Ⅹ（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第１ 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第２の２）の増額分

金２０万円

第２ 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第１記載の損害項目についての和解金として、金２０万円の支払義務があることを認める。

第３ 支払方法

（省略）

第４ 清算条項

申立人と被申立人は、第１記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- １ 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- ２ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第５ 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ１通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和７年３月１９日

(仲介委員 塚越 豊)